

# 特養・養護老人ホーム・老人保健施設再編行動計画(案)

## 1. 計画の目的

本行動計画は、公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）に基づき、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・老人保健施設（以下、「特別養護老人ホーム等」という。）の再編・再配置を進めるにあたり、諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市等が取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域など関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

## 2. 特養・養護老人ホーム・老人健康施設再編の対応方針及び対象施設の状況の再検証

適正配置計画第2章「施設分類ごとの適正配置方針」に示すように、居宅において生活が困難な高齢者の入所施設として、大和地域に設置する郡上偕楽園（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム）、及び和良地域に設置する和良介護老人保健施設を対象とし、再編・再配置の対応を検討します。

### (1) 対象施設の状況（詳細は、適正配置計画144～148ページを参照してください。）

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		運営形態 職員配置(人)	利用定員(人)	
				機能	施設			
① 郡上偕楽園	大和	39 24	4,688.60	継続	建替	直営 正 40・会 40	養護 特養 ショート	50 80 20
② 和良介護老人保健施設	和良	25	1,075.30	継続	継続	直営 正 11・会 10	老健 ショート 空床利用	40

※公共施設適正配置計画より。築年数は、2019年（令和元年）現在  
※運営形態・職員配置の（正）は正職員、（会）は会計年度任用職員

### (2) 郡上市公共施設適正配置計画における対応方針

我が国全体で人口の高齢化が進展するなか、郡上市の高齢化率は37.5%（令和2年国勢調査確報値より）となっており、全体的な人口減少を踏まえると高齢者の数は減少するものの、高齢化率（特に後期高齢者の比率）については今後も上昇することが見込まれており、これに伴い要介護認定者の数も2040年頃までは増加すると予測しています。このため、介護が必要な高齢者の暮らしを守るための在宅における介護基盤の整備とともに、在宅での暮らしが困難な高齢者の入所施設としての特別養護老人ホーム等は、今後も必要不可欠となっています。

市内には、市が設置する入所施設のほか、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームが3か所、医療法人が経営する介護老人保健施設が2か所設置され、介護事業収入等を得て自立した経営を行っています。とりわけ、特別養護老人ホームは、介護現場のスタッフ確保が困難な一部施設を除き概ね満床となっており、また、1年以内に入所を希望する待機者数は80人程度となっています。

しかしながら、長期的な視点に立つと、高齢者人口の減少と高齢者の人口構成の変化から、介護が必要な高齢者数は減少に転じることが予想されており、公立の特別養護老人ホーム等の施設の設置及び管理運営のあり方については、今後の介護施設のニーズを精査し、行政の役割を明確にした上で、民間活力の活用を含めた検討が必要です。検討の結果、公立での設置・運営を選択する場合、社会福祉法人等が介護事業収入等により自立した経営を行っていることに鑑み、一般会計からの繰入金に依存しない経営体質への転換が必要です。

施設は、耐震基準を満たしているものの、郡上偕楽園については浸水想定区域に含まれていることから適地への移転の検討が必要です。和良介護老人保健施設については、継続使用するための計画的な改修が必要です。

こうしたことから、適正配置計画では、特養・養護老人ホーム・老人保健施設について、以下の考え方を基本として、全体的な再編・再配置を進めることとしています。

人口高齢化により、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、今後も介護を必要とする高齢者の居住の場として、特別養護老人ホームなどの介護保険施設等は必要な機能です。

一方、市内には、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームが3施設、医療法人が経営する介護老人保健施設が2施設設置され、担い手確保等の共通的な不安要素はあるものの、それぞれ介護事業収入や利用者の個人負担金により一定の収入を確保しながら、概ね安定した経営を行っています。

郡上市が設置する2つの施設は、一般会計からの繰入金に依存した経営を行っており、改めて行政の役割を明確にした上で、経営のあり方について検討します。

施設については、いずれも耐震基準を満たしているものの、建設後20年以上経過しています。郡上偕楽園については浸水想定区域に含まれていることから、安全な場所への移転を進めます。また、和良老人介護保健施設は、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、当面、直営を維持しますが、一般会計からの繰入金に依存しない経営を目指し、指定管理者制度など民間活力を活用した運営手法について検討します。

### (3) 対象施設の利用実態及び課題（令和元年度）

後述する「3. 再編・再配置のシナリオとスケジュール」において、個々の施設の最終的な再編の取組みの妥当性を検証するため、現時点（令和元年度実績）において各施設で実施している施策や事業内容、及び課題について整理します。

#### ① 郡上偕楽園

施設状況・施設構成	<p>全体：鉄筋コンクリート造一部2階建て、総延床面積4,689㎡。</p> <p>本館棟：昭和55年に旧耐震基準（診断の結果耐震補強不要）で建設。 （鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積3,457㎡）</p> <p>■共用部：事務室、医務室、調理室、応接室 等</p> <p>■養護：居室50床、食堂、集会室、面会室、静養室 等</p> <p>■特養：50床 ショート：12床 等</p> <p>新館棟：平成7年に新耐震基準で建設。 （鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積1,232㎡）</p> <p>■特養：30床 ショート：8床 等</p>
開設日・開設時間	24時間・365日
管理運営	直営
実施内容	<p>介護保険法の規定による介護老人福祉施設の運営、及び短期入所生活介護の提供</p> <p>老人福祉法の規定による養護老人ホームの運営</p>
利用状況	<p>特養：延べ利用者28,370人/年、平均77.7人/日</p> <p>ショート：延べ利用者6,615人/年、平均18.1人/日</p> <p>*令和3年度実績による。</p> <p>養護：R4.4.1現在入所者数22人（うち市外からの措置者2人）</p>

#### ② 和良介護老人保健施設

施設状況・施設構成	<p>鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積1,075㎡。平成6年に新耐震基準で建設。</p> <p>居室40床、浴室、リハビリ室、サービスステーション、事務室、集会室等で構成。</p>
開設日・開設時間	24時間・365日

管理運営	直営
実施内容	介護保険法の規定による通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護保険施設サービス、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護の提供。
利用状況	入所：延べ利用者 6,760 人/年、平均 19.8 人/日 短期入所：延べ利用者 3,179 人/年、平均 7.5 人/日 通所：実施日数 242 日、延べ利用者 2,466 人/年、平均 10.2 人/日 *令和 3 年度実績による。

### 3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール

適正配置計画における対応方針と対象施設の再検証の状況から、郡上市の特養・養護老人ホーム及び老人保健施設のあり方にかかる検討課題を以下のポイントで整理し、全体的な方向性を示したうえで、個々の建物の具体的な再編・再配置のシナリオを示します。

#### (1) 全体的な方向性について

第 8 期介護保険事業計画において、本市の要介護・要支援認定者数は 2040 年までは緩やかに増加しながら推移していくものと予測し、推計値では、2040 年で 3,076 人となりピークを迎えることを見込んでおり、現在の人数（令和 4 年 9 月末現在 2,732 人）と比較して 1 割強増加する見込みですが、その後は減少に転じていくものと予測しています。

したがって、向こう 20 年程度は介護需要の増加に対応していく必要があることから、特別養護老人ホームと老人保健施設については当分の間、現行の定員規模を維持します。なお、介護需要の増加分に対しては、民間事業者による認知症グループホームなど入居系施設の整備による受け皿の確保を進めます。

介護サービス事業は、介護事業収入等により民間でも経営が担えますが、近年の介護施設の運営においては、スタッフの不足から定員を縮小または受入れを制限する施設があるほか、事業の拡張を断念するなど、厳しい経営環境が強いられています。こうしたことを受け、市は介護職員の確保に係る施策を多岐にわたり展開しているところですが、今後の外国人スタッフの受入拡大や、技術革新による業務効率化、またそれによる法的な配置人員基準の緩和などの状況変化を注視しつつ、安定的な経営につながる支援を行い、人材の確保に努めていきます。

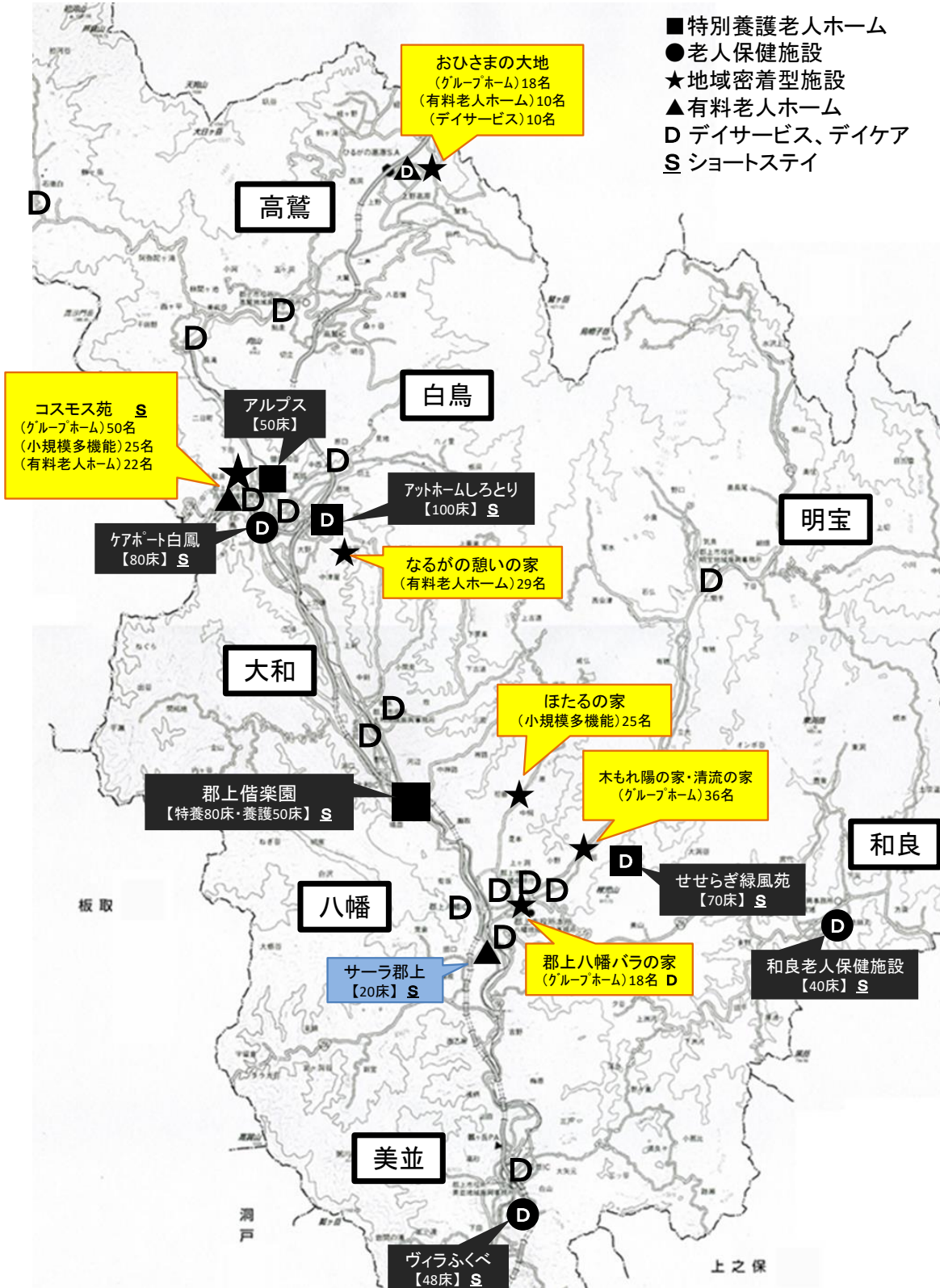
一方、養護老人ホームについては、民間賃貸住宅や入居系施設の充実により経年的に需要が低下しており、空床が発生していることから、適正な定員規模への見直しを進めます。

以上の状況を踏まえ、郡上偕楽園は災害危険性の回避を目的とした移転整備について、和良老人保健施設は県北西部地域医療センターを構成する施設としての役割を果たしていくための機能維持に必要な施設修繕等について実施する一方、両施設の管理運営については設置者である市の責任において対応を進めつつ、一般会計から多くの繰入に依存している実態に鑑み、民間活力の導入について情勢の変化を捉えつつ検討を進めます。

(参考資料)

R5.3現在

# 郡上市内の介護施設 (入所・入居系 通所系)



## (2) 全体の方向性を踏まえた各施設個別の課題と取組みについて

### ① 郡上偕楽園

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 養護老人ホーム、特養養護老人ホームの機能は、大和地域内の安全な場所へ移転を進め継続するとともに、施設については、適正規模による建替えを含めて検討します。
- 当面、直営での管理運営としますが、移転後の施設の設置及び管理運営方法については、民間活力の活用を含め検討します。

#### 【行動計画】

- 統合後に廃止する大和南小学校、大和第一北小学校、大和西小学校それぞれの施設及び跡地の状況を、敷地面積、校舎等の利活用、利用者の安全性、交通利便性の観点から検証したうえで、令和3年度に策定した「郡上偕楽園移転整備基本計画」に基づき、大和第一北小学校跡地を候補地として選定し、令和8年度の開園に向け移転を進めます。
- 健全な黒字経営や介護サービスの向上を図るため、民間活力の活用を検討したうえで、移転の緊急性や事業の継続性の観点も踏まえて、施設の設置方法及び管理運営方法を決定します。
- 廃止後の施設については、立地状況、老朽化状況等を検証し、大和地域のエリア再編において他用途への転用の可能性や除却について検討し方向性を定めます。

### ② 和良介護老人保健施設

#### 【適正配置計画における対応方針】

- 介護老人保健施設としての機能は継続します。
- 耐震基準を満たしており、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- 管理運営については、併設する診療所の病床の利用や民間活力の活用を含め、管理運営のあり方について検討します。

#### 【行動計画】

- 予防保全を含めた改修をしながら機能を継続します。
- 運営面については、将来的には人口減少等による利用者の減少も予測されることから、需要に応じた定員規模や適切な運営手法を検討していきます。
- 併設する診療所で休床中となっている病床の利用については、診療所及び介護老人保健施設を統括する県北西部地域医療センターを中心に利用方法を調整します。

## (3) スケジュール（ロードマップ）

施設名等		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度からR10年度
全体事項	保全計画の策定	→→ 保全計画の策定		→→→→→ 計画に基づく対応			
	管理運営手法の検討				→→→ 設置・管理運営手法の検討		→→→→→ 検討結果に基づく対応
①	郡上偕楽園	→ 基本計画	→ 基本設計	→ 実施設計	→→ 施工・工事監理		→→→ 新施設の運営
②	和良介護老人保健施設	→→→→→ 維持修繕の実施					

## 4. 再編・再配置に向けて

「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」に示すように、各施設の具体的な取り組みと工程表を示しましたが、この再編・再配置を進めていくうえでは、以下の課題への対応と同時に、地域住民・関係者との合意形成が重要となります。

諸課題に対する対応の方向性とスケジュールを示すとともに、上記に記載のロードマップに基づき、以下のように関係団体等と協議のうえ合意形成を図り、令和10年度までの再編を図ります。

## (1) 諸課題への対応

### ① 保全計画の策定

市が保有する施設で、今後も維持する施設のうち、法定耐用年数を超えて使用する施設については、予防保全を含め、計画的な改修を行い、長寿命化を図ることにしています。

この長寿命化を図るための大規模な改修には多くの財源が必要となることから、劣化度の調査や改修の内容、実施時期などを明確にした郡上市公共施設保全計画（仮称）を、令和4年度までに策定します。

### ② 設置・管理運営手法の検討

将来的な設置及び管理運営手法については、民間活力の導入促進の観点から下記の区分により検討を進めます。なお、法により認められる民間の運営主体は、特別養護老人ホームは社会福祉法人に限られ、また老人保健施設は医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣の定める者（健康保険組合、共済組合など）に限られることに注意していく必要があります。

#### i 民設民営

民間法人に現有する市の施設を譲渡し、併せて運営主体を移管する方法です。

民間の持つ様々なノウハウや柔軟な運営により、効果的かつ効率的に管理運営ができますが、全ての責任と裁量が民間法人に帰属することから、安定した経営を行っていくためには、行政の役割を明確にし、事業の継続性を担保する仕組みが必要です。また、施設の譲渡にあたっては、建設時に交付を受けた補助金の一部返還や地方債の繰り上げ償還などが生ずる場合がありますが、財産処分の特例措置もあることから関係機関との調整が必要です。

#### ii 公設民営

指定管理者制度の導入等により、施設の設置責任を市が負ったまま、運営を民間法人に委任する方法です。民間のノウハウを活かした効率的な経営が期待できるとともに、一方で、施設の資本的修繕費の負担や施設の管理運営費は一定のルールで財政支出をすることで安定した運営が見込めます。

#### iii その他手法（一部業務委託等）

厨房業務など管理運営業務の一部を民間に委託することで効率的な運営が期待できます。

## 参考：庁内検討体制

項目	分野	課名
責任課 (取りまとめ)	全体調整、地域・団体等調整、 施設運営管理統括	高齢福祉課、郡上偕楽園、和良介護老人保健施設
関係課 (全体調整)	財政計画、予算	総務部 財政課
	公共施設管理	総務部 契約管財課
	譲渡の条件設定	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)
	適正配置計画の進捗管理	企画課(必要に応じて公共施設アドバイザー)